

2014年2月21日

地域サッカー協会、都道府県サッカー協会 御中
公益財団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ） 御中
各種連盟 御中

公益財団法人日本サッカー協会
事務局長 福井 一也

司法機関の独立・二審制の導入について

前略 平素は当協会の事業に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、本協会基本規程の改訂に伴い、2014年4月1日より、以下のとおり司法（規律・懲罰に関すること）の制度が大きく変わります。

つきましては、これらの制度の変更の概要を下記のとおりお伝えいたします。なお、今回の制度変更のうち、サッカーファミリーの皆様にとって特に重要となるのが、地域・都道府県サッカー協会・リーグ等（以下、都道府県協会等）の規律委員会によって科された懲罰処分について、本協会の不服申立委員会に直接不服を申し立てることができる制度（二審制）の導入となります。つきましては、これに関する制度と手続きについて、添付の通りその詳細をお伝え致します。

今回行われるこれら制度改革は、世界トップ10の組織を目指すべく、我が国のサッカー界の司法に関する制度を国際サッカー連盟（FIFA）の原則に適合させるものとなります。皆様におかれましては、下記内容をご確認いただき、関係各所（特に、クラブ・チームの関係者の皆様、選手の皆様）へご周知いただきますようお願い致します。

草々

記

（1）司法機関の独立

JFAの司法機関（規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会（新設））の独立性を高める制度上の変更を行います。具体的には、本協会の各司法機関の決定について、現行のJFA理事会による承認を不要とし、各司法機関の決定を最終のものとし、さらに、各司法機関のメンバーのJFAの他の機関における役職との兼務を不可とすることで、その独立性を高めます。

（2）二審制の導入（JFA不服申立委員会の設置）

新たにJFA不服申立委員会を設置します。これにより、各都道府県等の規律委員会によって科された懲罰について、懲罰を科された当事者はJFA不服申立委員会に対して直接、不服を申し立て、再審議を求めることが可能となります。これに関する詳細のルール及び手続きは別紙2のとおりとなります。

別添資料：

別紙1： 懲罰の処理に関するフロー（現行と変更後）

別紙2： 不服申立に関する制度概要及び手続き

以上

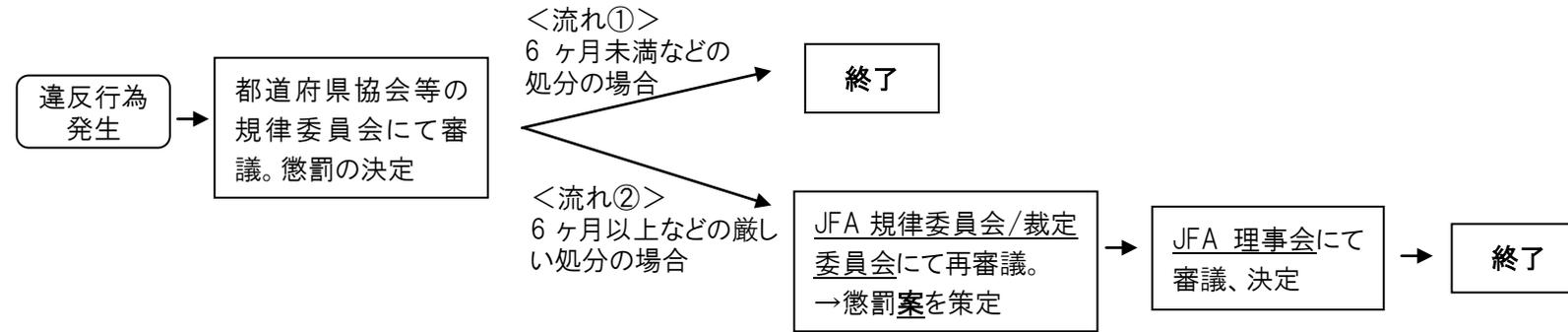
本件に関する問い合わせ先

公益財団法人日本サッカー協会 管理部（法務・登録グループ）

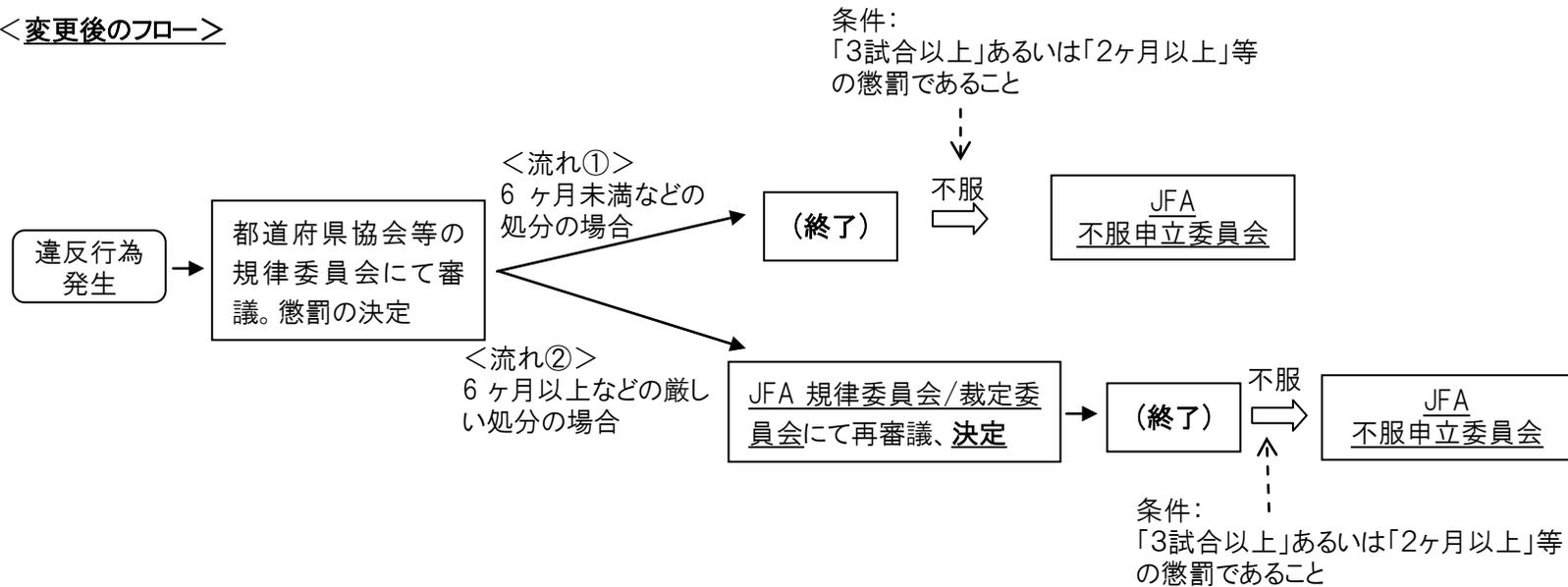
Tel： 03-3830-2004

懲罰の処理に関するフロー（現行と変更後）

<現行のフロー>



<変更後のフロー>



不服申立に関する制度概要及び手続き

不服申立に関する制度および手続き（JFA 懲罰規程第5節に規定）は以下のとおりとなります。

1. 不服申立の手続きの流れ

- 1) 不服申立を行う当事者は、都道府県協会等の規律委員会（一審の規律委員会）からの懲罰通知を受領してから3日以内（受領日を含む）に、JFA不服申立委員会に、**不服申立の意思**を表明しなければなりません（※FAX または 郵送必着、メールは不可）
- 2) さらに、当事者は、懲罰通知を受領してから10日以内（受領日を含む）に、不服申立を行う理由をまとめた「**理由書**」（必要であれば証拠を同封）を提出しなければなりません
- 3) 同時に、不服申立にかかる手数料 10,800円/件（税込） を以下の口座まで、上記2の期間内（懲罰通知の受領から10日以内）にお振り込みいただきます（※消費税率変更の際は、これに伴い変更になります）

※上記の期限を過ぎた申立は許容されず、無効となります。ご注意ください

【振込先口座】：

三菱東京UFJ銀行 渋谷明治通支店(470) 普通預金 0271330 (公財)日本サッカー協会 ((ザイ)ニホンサッカーキョウカイ)
--

【意思表示/理由書の送付先】

〒113-8311 東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス FAX： 03-3830-2005 宛名： 公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会事務局 ※郵送（必着）又はFAXにて送付のこと
--

注意： 振込明細等の振込を証明する書類を上記「理由書」に添付してご提出ください。

※なお、不服申立委員会が一審の懲罰を破棄するか減刑した場合には、手数料が不服申立当事者に返還されます。その場合、一審の規律委員会の団体（都道府県協会など）がこれを負担することになります。

2. 不服申立に関する注意事項

不服申立にかかる手続きおよび制度に関する注意事項は以下のとおりとなります。

(1) 不服申立が可能な懲罰（重要）

一審の規律委員会によって科された懲罰が、以下に該当する場合にのみ、JFA不服申立委員会への申立が可能となります。これに満たない懲罰は一審の決定が最終となりますのでご注意ください。

- ・ **出場停止処分：** 3試合以上または2ヶ月以上の出場停止処分
(※サッカー活動停止、公的職務停止等を含みます)
- ・ **その他の懲罰：** 以下に該当する処分
 - ①100万円以上の罰金、②下位ディビジョンへの降格処分、
 - ③2点以上勝点の減点処分、
 - ④没収処分、⑤賞の返還処分、
 - ⑥無観客試合、⑦中立地における試合の開催、
 - ⑧競技会への参加資格の剥奪、⑨新たな選手の登録禁止処分
 - ⑩除名処分、⑪その他これらと同等程度又はそれ以上の処分

(2) 不服申立の理由

不服申立は、①懲罰の決定に影響を与えるような重大な事実認定の誤りがあった場合、または、②規程の適用の誤りがあった場合に可能となります。

(3) 書面による手続き

不服申立の手続きは、「書面」のみにて行い、原則として事情聴取等は実施されません（映像資料等を含めることはできます）。不服申立委員会は、不服を申し立てる当事者および一審の規律委員会の双方から提出された書面のみに基づき、審査を行います。

(4) 出場停止処分に対する中絶的効果の有無

出場停止等の処分に関して不服申立は中絶的効果を持ちません。すなわち、不服申立を行ったとしても、不服申立委員会の決定が確定するまでの間に行われる試合については、一審で決定した懲罰は適用されることとなります。なお、仮にその後不服申立委員会が一審を破棄あるいは減刑したとしても、適用済みの処分は回復されません。

(5) 一審の規律委員会の義務

当人から「不服申立の意思」が示された場合、JFA事務局は速やかに、その旨を一審の規律委員会（都道府県協会等）に通知します。一審の規律委員会は、1週間以内（通知日を含む）に、一審の決定に係る全ての資料（一審の決定を正当化するあらゆる資料）をJFA事務局に提出しなければなりません。

以上